文 教 委 員 会 資 料 令 和 5 年 6 月 9 日 教育委員会事務局学校整備課 教育委員会事務局庶務課 教育委員会事務局学校支援課

富士見丘多目的広場の設置等について

富士見丘小学校(以下「小学校」という。)は、富士見丘小学校・中学校改築基本計画に基づき、富士見丘中学校(以下「中学校」という。)隣地への移転に向けて、現在、新校舎の改築工事を進めている。小学校及び中学校の一体的な整備に当たっては、隣接する都立高井戸公園の一部を運動場としても利用できるよう、東京都から区の管理による多目的広場の設置許可を得て、小学校の新校舎改築工事に併せて整備工事を進めてきたところである。

多目的広場は、小学校の運動場としての活用に限らず、一般使用や地域の少年団体、災害時の避難場所等として広く活用することが可能であることから、以下のとおり、公の施設として設置し、必要な規定整備等を行うこととする。

1 これまでの経緯

平成29年3月 東京都と「都立高井戸公園(仮称)と杉並区立富士見

丘小・中学校の相互利用に関する確認書」締結

30年12月 富士見丘小学校・中学校改築基本計画策定

令和元年度~2年度 基本設計・実施設計(小学校及び中学校の新校舎等と

一体で設計)

3年8月27日 都市公園法に基づく設置許可

9月~ 整備工事(小学校新校舎建設と一体で工事)

2 多目的広場の整備概要

(1) 所在地及び面積

所在地:杉並区久我山二丁目 19番4号

位置:小学校西側(都立高井戸公園北エリア東端)

面積:5020.72 m² (別紙参照)

(2) 表面整備の概要

針葉樹皮混入土系舗装により広場状に整備し、小学校の運動場として一般的な120mトラック及び50mの直走路並びに砂場、鉄棒、うんてい等の遊具の設置を行う。

(3) その他施設等

安全管理のため、公園側高さ 10m、学校側高さ 8 m の防球ネットを設ける。また、小学校側、公園側に各 3 か所の出入り口を設ける。

3 多目的広場の設置・管理等

(1) 設置根拠

(仮称) 杉並区立富士見丘多目的広場条例

(2) 設置·管理者

区民及び近隣学校の利用に供するために設置するものであり、特に隣接する 小学校が使用する割合が高いことから、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第30条に規定する教育機関として教育委員会で設置・管理することとす る。

(3) 使用者

- ① 小学校開校日の昼間 (原則として午前8時から午後4時まで)及び運動会、避難訓練等で小学校が使用する必要がある場合は小学校の貸切使用とする。
- ② ①以外で、小学校の学校開放登録団体による使用希望がある場合は、貸切使用を認める。
- ③ ①、②以外で、震災訓練等の区の事業及び都と連携した公園全体のイベント等、教育委員会が特に必要と認めるときについては、優先的に使用できることとする。
- ④ ①~③がない場合は、広く区民に自由に開放するものとする。

(4) 使用料

使用料は無料とする。

(5)管理

- ① 小学校又は団体の貸切使用の際は、学校側出入り口を開放し、公園側出入り口を閉鎖する。自由開放の時間帯は、公園側出入り口を開放し、学校側出入り口は閉鎖する。
- ② 管理上、夜間(原則として午後6時から午前8時まで)は閉鎖する。
- ③ 公園側出入り口付近に、一般開放のスケジュールを掲示する。
- ④ 上記のほか、定期巡回や日常的な清掃等は、小学校の用務業務等受託事業者が行う。

4 今後のスケジュール (予定)

6月30日 整備工事完了

8月1日 条例施行、運用開始



